



ヒンクイ、オジロワシ、オオワシ、クマモツ、クマタカ、ハヤブサ、チュウヒ及びカモズについては、本件事業により生息する環境である河川、森林及び耕作地の一帯を通過することになるが、これらの環境は周囲に広く分布し、現状の環境が保たれるこから、生息環境に及ぼす影響は極めて小さいものと認められる。オオタカについては、本件事業の周辺で営巢地が確認されており、生息環境に影響を与えるものと予測されたが、経済的なモニタリング調査を実施し、低振音・低振動の機械及び工法を探すことにより、影響を回避又は低減できると評価されている。スナツメ、カワセミ及びカワシンジュガイについては、環境である河川を本件事業が通過することになるが、水質に大きな汚濁負荷を与えるような工事及び河川内を隔離する構造の設置は行わず、橋梁工の実施により人造環境の改変を極力抑えることとしているところから、生息環境に与える影響の程度は小さいものと認められる。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているイトモ及びタマミクリが確認され、本件事業により生息地の一部が消滅すると予測されたが、これらの環境は周囲に広く分布しており、大部分の生育環境が現状どおり保全されることから、生息環境に及ぼす影響の程度は小さいものと認められる。

また、本件区間におけるルートについて通遡する留萌川南回り案（申請案）、留萌川の北側を現道と並行して通過する現道並行案、留萌川の北側の山間部をトンネル構造を主として通過する留萌川北回り案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、取得必要面積が多くなるものの支障房屋が最も少なく、構造物延長が最も短く、事業費が最も廉価であることなどの理由から、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

法第20条第4号の要件への適合性

1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、物流輸送の効率化及び定時性的確保のため、広域的な高速交通ネットワークの整備が必要であるとともに、現道は災害危険箇所が多く存在し、より安全性の高い道路の整備が必要であることから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、留萌市長を会長とする北海道留萌地域総合開発協会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

2) 起業地の範囲及び収用又は使用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用していることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがつて、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 〔第26条の2第2項の規定による図面の縦写場所 北海道留萌市役所

環境省告示第八十四  
農業取締法（昭和二十二年法律第八十一号）第  
五百三十九条の二第六項に依りて準  
用する場合を含む）の規定に基き、昭和四十六  
年農林省告示第三百四十六号（農業取締法第三条  
一項第四号から第七号までに掲げる場合に該當  
するかどうかの基準を定める等の件）の一部を次  
のように改正する。

平成二十年十月二十一日

環境大臣 斎藤 鉄夫

第四号中「場合に、当該農薬が公共用水域に流  
し、又は飛散した場合に水質汚濁の観点から予  
測される当該公共用水域の水中における当該種類  
農薬の成分の濃度（以下「水質汚濁予測濃度」  
といふ。）が、当該種類の農薬の毒性及び残留性に  
する試験成績に基き環境大臣が定める基準に  
合しない場合」を「場合であつて、当該農薬が  
共用水域に流出し、又は飛散することにより、  
の要件のいずれかを満たすとき」に改め、同号  
次のようになります。

イ 水質汚濁の観点から予測される当該公共用  
水域の水中における当該種類の農薬の成分の  
濃度（以下「水質汚濁予測濃度」といふ。）が、  
当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試  
験成績に基づき環境大臣が定める基準に適合  
しないものとなること。

ロ 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十二条  
第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格  
基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）  
第一食品の部A食品一般の成分規格の項6の  
目の1の規格が定められている場合におい  
て、公共用水域に流出又は飛散した当該農薬  
による汚染が予測される水産動植物又はその  
加工品の飲食用品が、当該規格に適合しない  
ものとなること。

八 当該農業の成分に係る食品衛生法第十一條  
第一項の規定に基づく食品、添加物等の規格  
基準第1食品の部A食品一般的の成分規格の項  
7の目の(1)の規格が定められている場合において、公共用水域に流出又は飛散した当該農  
薬による汚染が予測される水産動植物又はそ  
の加工品の飲食用品が、当該規格に適合しな  
いものとなること。  
二 当該農薬の成分に係る食品衛生法第十一條  
第一項の規定に基づく規格が定められていない  
場合において、公共用水域に流出又は飛散  
した当該農薬による汚染が予測される水産動  
植物又はその加工品の飲食用品に、同条第三  
項の規定に基づき人の健康を損なうおそれの  
ない量として厚生労働大臣が定める量を超え  
る当該農薬が残留するものとなること。  
備考第一項を削り、備考第二項を備考第一項と  
する。

備考第三項中、「水田にあつては」を「水田にあ  
つては」に、「畠地等にあつては」を「畠地等にあ  
つては」に改め、同項を備考第二項とする。

備考第四項を備考第三項に改める。

別表第一の二(二)中「法第二条第二項第四号」を  
「法第二条第二項第三号」に改める。

別表第一の三中「一年未満」を「一八〇日未満」  
に改める。

2

この告示の公布の日前にされた登録の申請については、改正前の昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農業取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第四号の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。ただし、当該申請者が当該農業について改正後の昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農業取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）第

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

この関係図面は、平成二十年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。規定期に基づき、告示する。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第九十三号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

この関係図面は、平成二十年十月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。規定期に基づき、告示する。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第九十四号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第九十五号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第九十六号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第九十七号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第九十八号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第九十九号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百一号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百二号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百三号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百四号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百五号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百六号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百七号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百八号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百九号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百十号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百十一号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百十二号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百十三号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百四号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。

平成二十年十月二十二日 四国地方整備局告示第一百五号

四号各項に掲げる場合に該当するか否かを判断するための法第二条第三項の検査を希望してその旨を申し出たときは、この限りでない。